

令和7年第3回

高森町議会 9月定例会会議録

令和7年9月11日開会

令和7年9月19日閉会

高 森 町 議 会

9月11日(木)
(第1日)

令和7年第3回高森町議会定例会（第1号）

令和7年9月11日
午前10時00分開会
於 議 場

1. 議事日程

町長あいさつ

開会（開議）宣告

日程第 1 会議録署名議員の指名

6番 後藤 巖 君

8番 後藤 三治君

日程第 2 会期の決定

(1) 会 期（9日間）

自 令和7年9月11日

至 令和7年9月19日

(2) 会期及び審議の予定

月 日	会議の種類	備 考
9月11日（木）	本会議	議案審議
9月12日（金）	本会議	一般質問
9月16日（火）	休会	総務文教常任委員会 産業厚生常任委員会
9月17日（水）	〃	水資源対策特別委員会 議会広報特別委員会 議会運営委員会
9月19日（金）	本会議	委員長報告・採決

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 同意第 5 号 高森町教育委員会委員の任命について

日程第 5 認定第 1 号 令和6年度高森町各会計歳入歳出決算の認定について

日程第 6 報告第 2 号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

日程第 7 議案第 4 5 号 高森町債権管理条例の制定について

- 日程第 8 議案第 46 号 高森町次世代定住促進奨学資金貸付条例の一部改正について
- 日程第 9 議案第 47 号 高森町多目的広場つくしまつもと設置条例の一部改正について
- 日程第 10 議案第 48 号 令和 7 年度高森町一般会計補正予算について
- 日程第 11 議案第 49 号 令和 7 年度高森町国民健康保険特別会計補正予算について
- 日程第 12 議案第 50 号 令和 7 年度高森町後期高齢者医療特別会計補正予算について
- 日程第 13 議案第 51 号 令和 7 年度高森町介護保険特別会計補正予算について
- 日程第 14 議案第 52 号 令和 7 年度高森町農業用水供給事業特別会計補正予算について
- 日程第 15 休会の件について

2. 出席議員は次のとおりである。(10名)

- | | | | |
|-----|----------|------|---------|
| 1 番 | 白石 豊和 君 | 2 番 | 武田 栄喜 君 |
| 3 番 | 児玉 幸之助 君 | 4 番 | 佐藤 武文 君 |
| 5 番 | 甲斐 節男 君 | 6 番 | 後藤 巖 君 |
| 7 番 | 牛嶋 津世志 君 | 8 番 | 後藤 三治 君 |
| 9 番 | 本田 生一 君 | 10 番 | 佐伯 金也 君 |

3. 欠席議員は次のとおりである。(0名)

4. 地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名(15名)

- | | | | |
|----------------|---------|---------|---------|
| 町 長 | 草村 大成 君 | 教 育 長 | 古庄 泰則 君 |
| 総務課長 | 岩下 雅広 君 | 会 計 課 長 | 今村 親助 君 |
| 税 務 課 長 | 眞原 友紀 君 | 農林政策課長 | 芹口 孝直 君 |
| 健康推進課長 | 津留 大輔 君 | 生活環境課長 | 二子石 誠 君 |
| 政策推進課長兼TPC事務局長 | 住吉 勝徳 君 | | |
| 住民福祉課長 | 石田 昌司 君 | 建 設 課 長 | 土井谷 顕 君 |
| 教育委員会事務局長 | 村上 純一 君 | 総 務 係 長 | 本川 宰 君 |
| 財 政 係 長 | 児玉 明 君 | 代表監査委員 | 吉良 充展 君 |

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名(2名)

- | | | | |
|--------|---------|---------|---------|
| 議会事務局長 | 緒方 久哉 君 | 議会事務局係長 | 久保田 一也君 |
|--------|---------|---------|---------|

開会 午前10時00分

-----○-----

○議長（牛嶋津世志君）おはようございます。

会議に先立ちまして、去る8月21日、沼田勝之副町長が御逝去されました。ここに故人の御冥福をお祈りするとともに哀悼の意を表し、黙禱をささげたいと思います。皆様、御起立願います。黙禱。

（黙禱）

○議長（牛嶋津世志君）お直りください。ありがとうございました。着席をください。

それでは、町長の挨拶をお願いいたします。町長、草村大成君。

○町長（草村大成君）おはようございます。

令和7年高森町議会第3回定例会の開会に当たり、議員の皆様におかれましては、公私大変御多忙のところを御参集いただき、お礼を申し上げます。

今ほど黙禱をささげていただきました議員の皆様、また職員の皆様の哀悼の気持ちを胸に、私から御挨拶を一言させていただきたいと思います。

沼田副町長の訃報、これ突然の訃報ですが、私たち職員、議会議員の皆さんも大変大きな衝撃を受けられたと思います。沼田副町長がいらっしゃるものの喪失の痛みというのは計り知れないなと感じてるところでございます。まずは御遺族の皆様には深くお悔やみを申し上げたいと思います。

沼田副町長は、副町長に就任された後、町の運営のあらゆる面で、まず地域の安全と住民の皆さんの生活の向上というところを、職員時代からも向上させることに尽力されてこられました。とても難局のときの判断でも冷静に、そしてピリピリしてるところにピリピリ感をかぶせるのではなくて、そこに冷静で温かい思いやりの言葉、雰囲気醸し出していただき、笑顔が出るような、そのような判断をする環境を与えていただきました。

また、副町長に御就任なされた後は、常におっしゃられてたのは、いつも町が掲げてる防災ですね、安全安心のまちづくりと、今、特に3年前から注力してる子育てや教育環境のさらなる充実、それと地域経済の活性化というところでございます。しかし、この三つを行うには、どうしても財源が必要ということで、稼げる町、稼ぐ町、御自身が財政担当、行財政に精通されておりましたので、やはり、将来安定した施策が次の世代にも打てるように、そして、そのためには、とにかく今は無駄を省いて、稼げるところは稼いで、基金も積み上げて、そういう方向に非常に賛同するということと、言葉だけではできないので、実行しても実現できなければ意味がないということで、実現するためには、やはりこの小さな過疎地域で不足してる人材、つまりデジタルやDXを推進する人材が、どうしてもこういう過疎地域では不

足しますし、バックアップ体制もなかなか民間の企業も自分のことで精いっぱいになる。そういう中で、やはりこのデジタル化とDX化をさらに何の形でいいから進めていかなければ、職場の環境改善にもつながらないというところ、そういうところの施策に関しては、議会の議員の皆さんと一緒に取り組むべきだということをよくお話をされておりました。ですので、最終的には、私も沼田副町長も2040年という国が掲げた課題、2040年課題に全てを解決はできませんが、そのときまで持続可能な高森町であるということと、そのときの世代が過去を振り返って、今の私たちや議員さんを振り返って、あの頃にやっぱり頑張ってくれたというような、そういう形を取るべきだということを普段の席でもプライベートの席でもおっしゃられておりました。とても安心できる大先輩でございますので、沼田副町長の思いだったり言葉だったりを振り返りまして、今後、残された私の任期もそこに向かって進めていきたいと思ひますし、議員の皆さんの御協力をいただきながら取り組んでいければいいかなと思ひておひます。実行より実現という、私がいつも言っているところにそこは大事だということでしたので、実現ができるように、議会の皆さんの御意見を聞きながら、修正しながら完成形を迎えたいと思ひておひます。

また、例年より、これも早く梅雨が明けるだろうと予想しておひましたが、明けました。そして、大体秋に変わるくらいの季節になりますが、大変暑い日が続き、全国でも観測史上最も暑い夏と報道をなされておひます。このような暑い夏の中に、高森町最大のイベントである風鎮祭をはじめ、また、各地域の大事な納涼祭、もしくは、さらに小さな地域の夏のお祭り等々も多くのイベントに議員さんも参加していただきまして、御理解をいただいたことに関しましてお礼を申し上げたいと思ひます。

また、8月10日と11日、線状降水帯の豪雨により、県内では熊本市や県南の各自治体で浸水被害と県北でも玉名、玉東も含めて発生いたしておひます。特に県南自治体へのスピード感を持った派遣というのは、県の町村会でまとめさせていただきました。当町からも災害応援業務職員派遣ということで、職員の皆さんに災害現場に行ってバックアップしていただいております。御家族の皆さんにお礼申し上げますし、けががないような1日の派遣業務を勤めていただきたいと思ひますし、報告を受けておる次第でございます。

また、この豪雨は、この南郷谷、阿蘇でも倒木や土砂崩れというのが各地で少しはありました。高森町も倒木等、土砂崩れ等、若干ありましたが、人的な被害がなかったということですが、まだまだ台風シーズンは続きますので、気を引き締めて警戒と対応に万全を期したいと思ひておひます。

そして、令和7年8月15日で戦後80年となりました。戦争を私たちも含め知

らない世代が大多数を占めてる我が国日本でございます。先輩たちの苦難と努力と
いうことを改めて考え、そして、自分の胸の中でどういうふうに刻むかはそれぞれ
だと思いますが、結論としては、やはり平和の尊さということのを次の世代にきちん
とつないでいくということのを私たちの世代の責務と、また、政治に関わる末端の1
人としての責務と強く認識をしておるところでございます。

また、来週は、高森もそうでございますが、全国で敬老会が開催されます。今年
もお元気に敬老会対象者となられる方が、75歳以上の方が1,460名、高森町
で、88歳をお迎えになられる方67名と、100歳をお迎えになられる方が3名
いらっしゃいます。

また、先般、ダイヤモンド婚夫婦表彰を受けられた御夫妻は9組、金婚夫婦表彰
を受けられた夫婦が14組で、先週5日に休暇村で議長、委員長立会いの下、御参
加の下、表彰式及び表彰伝達式を執り行わせていただきましたことを御報告をさせ
ていただきたいと思えます。

さて、本定例会に御提案いたします案件は、同意、認定、報告がそれぞれ1件、
条例制定及び改正、また、補正予算等の議案8件の合計11件でございます。御審
議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げます、御挨拶といたします。

○議長（牛嶋津世志君）どうもありがとうございました。

本日の出席議員が定足数に達しておりますので、ただいまから令和7年第3回高
森町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。本日の会議は、お手元に配付しております議事
日程どおり行います。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（牛嶋津世志君）日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、6番、後藤巖君、8番、
後藤三治君を指名いたします。

-----○-----

日程第2 会期の決定

○議長（牛嶋津世志君）日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。今定例会の会期は、8月4日に行われました議会運営委員会にお
いて、本日から9月19日までの9日間と決定しておりますが、御異議はありませ
んか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（牛嶋津世志君）異議なしと認めます。よって、会期は、本日から9月19日ま

での9日間とすることに決定いたしました。

-----○-----

日程第3 諸般の報告

○議長（牛嶋津世志君）日程第3、諸般の報告を議題といたします。

6月定例会後に行われた諸般の報告を、各委員長からお願いいたします。

まず、議会運営委員会の報告をお願いいたします。議会運営委員長、後藤巖君。

○議会運営委員長（後藤 巖君）おはようございます。6番、後藤です。

まずもって、御急逝された沼田副町長、御遺族の方々に心からお悔やみを申し上げたいと思います。副町長が目指した将来、これを実現するよう共に頑張っていきたいと思います。

では、議会運営委員会から閉会中の委員会の報告をいたします。

令和7年8月4日午前9時より、第3・第4委員会室にて、本定例会の会期日程を協議し、9月11日から9月19日までの9日間とし、一般質問通告期限を9月3日午前中と決定しました。

続いて、9月4日午前10時より、第3・第4委員会室にて、委員会を開催しました。その議論の中で2名の議員が質問を行うことに決定、質問は通告順とし、8番、後藤三治議員、6番、後藤巖議員の順番にて質問、質問日は9月12日と決定しました。

両常任委員会は9月16日、各特別委員会、議会運営委員会を9月17日に開催と決定しております。

続きまして、本定例会の上程議案内容を審議しました。本定例会には同意1件、認定1件、報告1件、議案8件が上程されております。議案番号順に同意第5号、高森町教育委員会委員の任命については当日採決、認定第1号、令和6年度高森町各会計歳入歳出決算の認定について、これも当日認定採決します。報告第2号につきましては当日報告とします。議案第45号、高森町債権管理条例の制定について、議案第46号、高森町次世代定住促進奨学資金貸付条例の一部改正につきましては、総務文教常任委員会へ付託、議案第47号は当日採決、議案第48号、令和7年度高森町一般会計補正予算については、両委員会へ付託、議案第49号、議案第50号、議案第51号、議案第52号の各特別会計補正予算につきましては、産業厚生常任委員会へ付託と決定しました。

この中で、認定の件につきましては、先ほど申合せ事項の中でもありましたが、このたび初めて当日に認定をするという流れにしております。これにつきましては、代表監査、議会からの監査委員、そして職員の皆様、この方たちが、あと議会事務局も含めて出されたというところが根底にあるというところから、報告を受けた上

で、認定を当日しようという話で説明はしております。ただ、これは今までに初めてのことでありますから、今日の流れ次第では、また含みを持たせるというか、来年度は変わるかもしれないということは皆の中で話合いが終わっております。

また、陳情・請願の受付はございませんでした。

以上で、議会運営委員会の報告を終わります。

○議長（牛嶋津世志君）次に、総務文教常任委員会の報告をお願いいたします。総務文教常任委員長、後藤巖君。

○総務文教常任委員長（後藤 巖君）おはようございます。6番、後藤です。

総務文教常任委員会の閉会中の諸般の報告をいたします。

総務文教常任委員会を令和7年8月8日10時より中会議室にて開催しました。このたびの委員会開催の主な内容は、たかもりポイントカード行政ポイント事業について、所管各課の課員より提案された業務名及び付与する条件を、教育委員会事務局、総務課、政策推進課、TPC事務局の順で、詳細に説明を受けました。合計で24の行政ポイント付与があり、ポイント数では最低が5ポイント、最高が5万ポイントの業務名がありました。

教育委員会事務局からは、社会体育への参加と興味を持っていただくこと、教育への意欲と関心を持っていただくこと、保護者と子供たちの協働を目指すことを目的とした提案をしたという説明を受けました。その中で、授業参観や学級懇談会への参加に対する付与については、本来参加すべき人にそのポイントを付与することに対し注意を要すという指摘がありました。

TPC事務局からは、主に、町民より動画の持込み意欲を高めるために提案を上げたと説明を受けております。たかもりポイントチャンネルへの動画持込作品の年間グランプリ受賞者に対するポイント付与については、まだ審査体制が整っていない点もあり、早急に整えていただくよう要望が出されております。

その他、1件1件説明を受け、審議をいたしました。その中で、途中経過を検証する必要があること、事務量が特定の係に増える点が懸念されることが意見として出されております。

本年度より始めた事業であり、まず実施、検証、改良していくことによって、より町民に身近なものに仕上げていくこと、持続可能な事業にするよう、財源には気を使うことを要望しております。事業を進めていった結果が、職員の働き方改革につながればベストであること、行政がプッシュ型でポイントを付与し、地域内通貨としてポイントが利用され、町内事業者の活性化への新たな取組になること、そのような効果を期待しております。

以上をもちまして、閉会中の総務文教常任委員会の報告を終わります。

以上です。

○議長（牛嶋津世志君）次に、産業厚生常任委員会の報告をお願いいたします。産業厚生常任委員長、後藤三治君。

○産業厚生常任委員長（後藤三治君）おはようございます。8番、後藤です。

閉会中の産業厚生常任委員会の諸般の報告を行います。

8月8日午前10時より、第3・4委員会室において産業厚生常任委員会を開催いたしました。今回の委員会は、たかもりポイントカード行政ポイントの第2弾の執行に伴う案件でございました。6月議会後、6月25日だったと思います。今回の第2弾の行政ポイント付与一覧が示されまして、中身を確認いたしましたところ、私どもの所管する関係各課におきまして、条例の改正や補助金等々の取扱い等にも関係する案件もありましたことから、委員会を開催し、十分な協議を、再度、各課持ち帰りまして協議していただきたいという旨を要望いたしましたところであります。これにつきましては、明日、私一般質問もさせていただきますが、その中でちょっと触れたいと思いますので、諸般の報告としてはここで終わらせていただきたいと思っております。

以上で、産業厚生常任委員会の諸般の報告といたします。終わります。

○議長（牛嶋津世志君）次に、議会広報特別委員会の報告をお願いいたします。議会広報特別委員長、後藤巖君。

○議会広報特別委員長（後藤 巖君）6番、後藤です。

閉会中の議会広報特別委員会の報告をいたします。

委員会開催を令和7年7月10日、7月17日、7月24日に開催、8月5日、議会広報「絆」第97号を発送をいたしました。

第97号では、議会へのQ&Aのコーナーで、議長、副議長はどのように決まるのかというものを掲載しております。町民の皆様にはこの企画をお読みいただき、議会に興味を持っていただければと思っております。

なお、議会へのQ&Aは、広報紙のQRコードより受付をしております。読み込めないときは、議会事務局へ直接連絡、メールも受け付けておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上で、議会広報特別委員会の報告を終わります。

以上です。

○議長（牛嶋津世志君）以上で、諸般の報告を終わります。

-----○-----

日程第4 同意第5号 高森町教育委員会委員の任命について

○議長（牛嶋津世志君）日程第4、同意第5号、高森町教育委員会委員の任命について

を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長、草村大成君。

○町長（草村大成君）同意第5号、高森町教育委員会委員の任命について同意を求めることについて、提案説明を申し上げます。

現在、高森町教育委員である野尻次典氏は、人格高潔で識見も高く、教育行政の推進のために深い関心と熱意をもって御尽力いただいておりますが、その任期が本年9月30日をもって満了となりますので、同氏を教育委員として再任いたしたく選任同意を求めるものであります。

なお、教育委員の任命については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定より、議会の同意を得る必要があるため提案するものです。

また、同法第5条第2項により、教育委員は再任されることができると規定をされております。

以上、よろしく御審議の上、何とぞ御賛同いただきますようお願いを申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（牛嶋津世志君）提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（牛嶋津世志君）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（牛嶋津世志君）討論なしと認めます。

これから、同意第5号、高森町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決いたします。この採決は起立によって行います。

同意第5号、高森町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

[賛成者起立]

○議長（牛嶋津世志君）全員起立です。ありがとうございます。

したがって、同意第5号、高森町教育委員会委員の任命については、同意することに決定いたしました。

-----○-----

日程第5 認定第1号 令和6年度高森町各会計歳入歳出決算の認定について

○議長（牛嶋津世志君）日程第5、認定第1号、令和6年度高森町各会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

本件について監査委員の審査報告を求めます。代表監査委員、吉良充展君。

なお、代表監査委員におかれましては、事前に関係書類が配付されておりますので、重要な部分の御説明を簡潔にお願いいたします。

○代表監査委員（吉良充展君）おはようございます。監査委員の吉良でございます。

私からも沼田副町長様の御冥福を心よりお祈り申し上げたいと思います。

本日は、地方自治法第233条第3項の規定よりまして、さきのお配りしていただきました審査意見書に基づき、できるだけ簡潔に御報告申し上げますので、しばらくお時間をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

令和6年度高森町各会計決算及び財産の運用状況審査につきましては、議会選出の佐伯金也監査委員と共に、また、補助者として緒方久哉事務局長、久保田一也書記を従えまして、令和7年8月4日から28日までのうち13日間にわたり審査をいたしました。各項目の審査結果は意見書のとおりとなりますので、特筆すべき点について述べさせていただきます。

それでは、意見書の1ページをお開きください。審査の概要につきましては、令和6年度高森町一般会計歳入歳出決算、以下9項目について審査いたしました。審査の方法といたしましては、意見書記載のとおりとなります。

次に、2ページをお開きください。令和6年度一般会計及び特別会計の決算書に基づく額は、第1表の決算額状況のとおりとなります。審査の結果、違法な点は見受けられず、関係帳簿、証拠書類とも合致しており、決算係数も正確であることを確認いたしました。

また、予算執行及び収入事務の処理についても適正であることを認めております。

続きまして、3ページからが歳入になります。まず、一般会計について御説明申し上げます。

歳入決算額の状況並びに自主財源、依存財源につきましては、第2表、第3表のとおりでございます。歳入総額は9億6,102万1,000円で、地方交付税と寄附金でその半分以上を占めている状況が続いております。

なお、昨年度から6億7,311万3,000円の増となっております。

次に、6ページをお開きください。

徴税は調定額8億3,682万2,000円に対し、収入済額7億8,825万7,000円、不納欠損額5,160万円、収入未済額1,026万5,000円となっておりますが、7ページの収入状況とも併せてこの評価につきましては、後ほど結びの中で述べさせていただきます。

次に、9ページをお開きください。歳出について申し上げます。

歳出決算額は9億4,494万7,000円で、内訳は次の10ページ、第6表のとおりとなり、主な事業内容は、それぞれ意見書記載のとおりとなります。

次に、11ページをお開きください。

令和6年度の不用額は1億5,589万9,000円で、前年度と比較して1,500万5,000円の減となり、予備費充当分を除いた実質的な不用額は1億4,844万4,000円で、大部分が執行残によるものです。予測できない修繕費や扶助費等を除けば、最終的な補正対応によりさらに不用額を減らす配慮も必要ですので、今後も引き続き精査を望みます。

次に、予算流用につきましては必要最小限とし、原則として当初予算の範囲内において適切に支出を管理し、慎重な対応をお願いいたします。予備費充用につきましては、5件の745万5,000円と年々減少しておりますが、今後も緊急の場合を除いては、補正にて対応されることを望みます。

次に、12ページ、収支の状況を御覧ください。

各指数は、実質収支比率2.0%、経常収支比率79.1%、財政力指数0.27、実質公債費比率4.9%と、若干の硬直化が確認できますが、執行者が真剣に財政運営に取り組み、引き続き努力をされてきたことを伺い知ることができます。

しかしながら、経常収支比率は79.1%であり、標準値としては75%以下が望ましいとされておりますが、本年度は前年度と比較して5.7ポイント増加しまして75%以上となっております。人件費の増加や物価高騰、国土強靱化計画事業等の影響は避けられない中で、指数そのものは全国的に一律に引き上がっていることが考えられますので、本町の指数は、過去の関係者の努力により継続して優秀な数値を残してきたからこそ、この程度でとどまっているものと考えます。むしろ、これまでの経過を再評価すべきものであり、今後も継続した取組を期待しております。

続きまして、特別会計になります。各項目の説明はおおむね割愛させていただきますが、24ページ、簡易水道事業につきましては、今年度から企業会計に移行しておりますので、今後も引き続き老朽化施設の維持、更新や未納水道料の問題、また、水道料金や水枯渇補償問題の解決に向けた取組により効果的な対策を早急に講じられることを強く望みます。

次に、27ページをお開きください。

令和6年度の資金運用状況は、第29表及び28ページの附表のとおりでありまして、十分な余裕を持っておおむね良好に処理されていることを確認いたしました。

次に、30ページをお開きください。

基金の状況につきましては、令和6年度に1件増え、現在22件の基金件数となっておりますが、いずれも法令、条例に基づいて適正な管理が行われていること、また、各基金の決算年度末現在高につきましても第30表のとおりであることを確

認いたしました。今後も引き続き、適切な管理、運営を求めます。

なお、1点、金利のある世の中が再来しております。この点も十分考慮しながら運営に努めていただきたいと考えております。

次に、財産の管理状況につきまして別途意見書を作成しておりますので、そちらを御確認ください。

それでは、結びに移ります。

令和6年度高森町一般会計及び各特別会計の決算状況並びに基金の運用状況、財産の管理状況につきましては、さきに述べましたとおり、基礎数値、計数等に錯誤なく、不明確な点も見受けられず適正に処理されており、また、関係書類は整然と管理され、会計経理は正確であります。

また、各事業ともほぼ計画どおり執行され、十分な成果を得られたことは、執行部の努力と議会の適正な判断、さらには町民の方々の御協力のたまものによるものであります。

ここで一般会計及び特別会計について気づいた点を述べさせていただきます。

ハード事業、ソフト事業と数多くの事業を成し遂げられ、町長をはじめ担当各位におかれましては、大変な御苦勞があったことと察します。そのような中、決算状況を見ると、令和6年度一般会計の繰越明許は7件、総額3億6,980万6,000円となっておりますが、この繰越事業はおおむね補助事業であり、獲得された実績は評価されるものであります。今後も事業計画執行に当たっては、少子高齢化に伴う社会保障関係費の自然増、老朽化に伴うインフラ更新事業等の必要不可欠な社会資本整備等の維持管理経費の増大も見込まれることから、慎重かつ最善な財政運営が続くことになるものと思われまますので、国・県等の動向に常に留意し、有益な補助交付金等の活用を見据えながら、適切かつ積極的な財政運営に努められ、さらなる住民サービスの向上に寄与することを切に望みます。

ただし、自治体経営規模及び予算規模を考慮し、安易に事業規模を増やすことなく、身の丈に合った行財政運営を望みます。

次に、税等の対応につきましては、本年度の収納状況を見ますと、徴税の本年度分収納額は前年度に比べ落ち込んでおりますが、その主な要因といたしましては、町民税収入は個人住民税における定額減税の実施、固定資産税は大型償却資産課税標準額の減であることから、やむを得ないものと思われまます。

ただし、定額減税実施による減収分につきましては、地方特例交付金により相当額が補填されているため、町としての影響は少ないものと思われまます。

収納率といたしましては、軽自動車税に関しては、現年度分の収納率が引き続き100%となっており、町民税、現年収納率100%を達成、固定資産税の現年度

分収納率も年々向上し、ほぼ100%と的確な機構改革と担当職員の努力の表れであると大いに評価されるものであります。過年度分につきましては、不納欠損処分が実施されており、このことは合法的な手続きにより行われておりますが、不納欠損を出さないよう、極めて慎重かつ厳正な事務処理を行い、引き続き債権の確保に万全を期していただきたいと思っております。

また、国民健康保険特別会計の審査に当たり、国民健康保険税の滞納額が依然として高額であるものの、前年度と比較すると大きく減少しております。その事務処理に担当職員は大変な努力をされていると思っておりますが、今後におきましても、収納事業が円滑に推進されることを期待しております。

なお、令和7年度から税務課収納対策係が過年度分の保険料、使用料の徴収や滞納整理を行うことになりましたので、収納業務の推進を期待しております。

また、例月出納検査のときに、各職員の財務処理においてはかなりの改善が見受けられ、我々監査委員からの指示事項につきましても確実に守られており、改善に努められた結果、適正な会計処理となっております。職員の方々の御協力、御尽力に感謝を申し上げます。

終わりになりますが、少子高齢化、人口減少、公共施設の老朽化といった様々な現実を踏まえ、新たな施策とともに今後も安心して生活できる行政サービス提供のため、職員一人一人が常に行財政改革を意識し、町民に寄り添う気持ちを大事にしながら、執行部と議会が住民の要望にスピード感を持って、適切に対応されることを強く望むとともに、健全な財政運営に一層努力され、総合的な施策の効果的な執行を図り、健全財政の恒久化に努められ、本町の発展と福祉の向上に寄与されるよう、今後も町民から信頼される行財政運営を望みます。

最後に、1点申し添えます。決算書の202ページ、国民健康保険特別会計の雑入において、弁償金の調定額が9,300万円弱、その収入済額が1万2,000円となっておりますが、これは平成10年に発生した不祥事事件が未解決のまま継続して対応されている分かと思っております。この件につきましては、歴代の監査委員からも適切かつ毅然とした対応をと強く御指摘されてきており、関係者が丁寧かつ慎重に対応を続けられてこられたことに敬意を表しますが、発生からやがて25年が経過し、事件そのものの風化も感じております。今回の定例会においては、債権管理に関する条例の制定が上程されておりますが、本件についても議会と執行部が改めて向き合い、これまでの経緯と結果を検証した上で、現状を正しく分析し、真に必要なしかるべき結論が必要な時期に来ているものと思われまますので、改めて御検討をよろしくお願いいたします。

報告は以上となります。御清聴ありがとうございました。

○議長（牛嶋津世志君） 監査委員の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。4番、佐藤議員。

○4番（佐藤武文君） 4番、佐藤です。

今、代表監査委員さんから意見書を伺いましたけれども、私のほうでは、決算書の中身のほうについてちょっと伺いたいことがございますので、執行部のほうで御回答をお願いいたします。

決算書55ページ、56ページです。財産収入、財産売却収入、生産品売却収入です。これについては、多くがアグリセンターの生産品の売払いと申しますけれども、この生産品売却収入の過年度分について、当初、存目ということで1,000円の予算が組んでありましたけれども、3月の最終補正で74万1,000円いきなり計上してありましたけれども、これは予算については専決処分ですので質問をいたしませんでしたけれども、この74万1,000円、繰越の段階で繰越計算書が作成されていたのかどうか。適正に債権の把握がされていたのか。先ほど代表監査委員もおっしゃいましたように、今議会で債権管理の条例を制定する予定ですが、そもそも日頃の管理をしていないとこういう事態が起きるのではないかと思います。

また、先ほど監査委員が言われましたように、不祥事による弁償金の問題も触れられましたけれども、日頃から適正に管理をしていないと、その管理も不明である。もしかしたら、これは正悪説で言いますと、もしかしたら、それを誰かが使い込んでも把握できないわけです。ですから、そういうことについて担当課ではどうふうにこの事務処理の問題について対応をしたか。こういう事態が起らないように再発防止を考えたかについて回答をお願いします。

○議長（牛嶋津世志君） 農林政策課長、芹口孝直君。

○農林政策課長（芹口孝直君） この生産品売却収入、過年度分につきましてですが、すみません、令和6年度から生産品売却収入の運用を少し変えておまして、生産品売却収入現年度分を令和6年4月から令和7年3月までの12か月分を702万7,323円分を現年度分と計上しております。そして、生産品売却収入、過年度分ですね、こちら74万2,610円ですが、こちらは過年度分とはなっておりますが、実際は令和5年度の3月分、こちらを過年度分として取り扱って発送をして、令和7年3月分14件分を過年度分として収入を取り扱ったという経緯がございます、このように1,000円から74万2,610円に増額しております。ですので、実際のところは、令和7年3月分の計上をしたということにより、収入受入の運用方法を変えたことによって出てきた収入となっております。

以上です。

○議長（牛嶋津世志君）4番、佐藤武文君。

○4番（佐藤武文君）4番、佐藤です。

今説明を受けましたけど、説明を受けてかえって分かりにくくなりました。この取扱いについて、今課長が答弁された取扱いの内容について、総務課長、もしくは会計課長、どのように考えられるか答弁をお願いします。

○議長（牛嶋津世志君）ちょっとここでお諮りします。ここでちょっとしばらく休憩を入れたいと思います。11時5分から再開したいと思います、いかがでございましょうか。

[「はい、それでいいです」と呼ぶ者あり]

○議長（牛嶋津世志君）それでは、ただいまから休憩に入ります。

-----○-----

休憩 午前10時54分

再開 午前11時05分

-----○-----

○議長（牛嶋津世志君）休憩前に引き続き、会議を進めます。

総務課長、岩下雅広君。

○総務課長（岩下雅広君）おはようございます。

当時の財政担当の認識、総務課との認識といたしましては、令和5年度分の過年度未収金分をそこに計上しており、その分の予算を専決補正で予算計上したという認識でおります。

以上です。

○議長（牛嶋津世志君）ほかに質疑はありませんか。4番、佐藤武文君。

○4番（佐藤武文君）4番、佐藤です。

今、総務課長から令和5年度分の未収を過年度分として計上したという回答でしたけれども、そうなれば、令和5年の出納閉鎖期間では、もう過年度分は確定していたこととなります。ただ、今回、令和7年の3月末で過年度分を補正増してあるわけですね。確か、芹口課長の答弁では令和7年1月からとかという答弁だったと思いますけれども、令和7年3月31日までは令和6年度予算です。その後に2か月出納閉鎖期間があります。令和7年3月31日までに売った分は、もう債権が発生しているはずですよ。ですから、金が入ろうが入るまいが納付書は出さないかんわけですよ、4月、5月の間に。だから出納閉鎖期間に繰越が確定するんです。じゃあ、なぜそのときに今年の6月議会で確定した過年度分の数字を計上しなかったのかと言ったんです。私が思うに、ちゃんと把握してなかったか、その会計システム、

役場の会計システムを分かってないからこういうことになったんじゃないかということと言ったんです。ですから、その後、どういう対応をしたのかと私は聞いたんです。それについて回答をお願いしたい。

以上です。

○議長（牛嶋津世志君）8番、後藤三治君。

○8番（後藤三治君）今、質問がっておりますが、暫時休憩をお願いしたいと思えます。

○議長（牛嶋津世志君）今言ってくれました。ここで暫時休憩を入れます。11時20分から再開したいと思えますが、いかがでしょうか。

[何事か呼ぶ者あり]

-----○-----

休憩 午前11時11分

再開 午前11時20分

-----○-----

○議長（牛嶋津世志君）休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

総務課長、岩下雅広君。

○総務課長（岩下雅広君）先ほど私が申しました令和5年度分の過年度分で計上しましたとお伝えしております。その際、昨年度の決算書に未収金の部分が計上されてないということでございましたけども、その分につきましては、こちらの私たちの計上漏れということで御理解いただきますようよろしく申し上げます。

以上です。

○議長（牛嶋津世志君）農林政策課長、芹口孝直君。

○農林政策課長（芹口孝直君）すみません、先ほど総務課長がおっしゃられたように、未収金のほうが計上されておりました。こちらについては、今後、債権の取扱いについてはきちんと繰越の調書等も作成し、やっていきたいと思っております。御指摘ありがとうございます。今後は管理体制につきましては、アグリセンター運営委員会等もありますので、そちらのほうで御意見等もいただきながら、適正な事務を行っていききたいと思います。申し訳ありませんでした。

○議長（牛嶋津世志君）8番、後藤三治君。

○8番（後藤三治君）8番、後藤です。

ただいま4番議員から質問がありました案件につきましては、私どもが所管する農林政策課関係の案件でありますし、私たちもアグリセンターの運営委員でもあります。今、御質問があったとおり、前年度の決算において未収額がないのに過年度分として上がること自体が問題があるということを再度認識いたしました。今後、

私どもも十分注意しながら決算に努めていきたいと思っておりますので、どうか4番議員には御理解いただきますようよろしくお願いしたいと思います。

○議長（牛嶋津世志君）4番、佐藤武文君。

○4番（佐藤武文君）4番、佐藤です。

生産品売払いの調定、収入済額については、令和4年度決算でも問題がありました。今回また令和6年度の決算で問題がありました。ですから、担当課においてというよりも役場全体で調定とか繰越とかという問題については、もう一度洗い直しをしていただいてやっていただかないと、今後、成立するであろう債権管理条例、これまともに運用ができるのかどうか心配になります。よろしくお願いします。

以上です。

○議長（牛嶋津世志君）ほかに質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（牛嶋津世志君）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（牛嶋津世志君）討論なしと認めます。

これから認定第1号、令和6年度高森町各会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。この採決は簡易採決とします。

認定第1号、令和6年度高森町各会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり決定したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（牛嶋津世志君）異議なしと認めます。

したがって、認定第1号、令和6年度高森町各会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第6 報告第2号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

○議長（牛嶋津世志君）日程第6、報告第2号、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題といたします。

本件について報告を求めます。総務課長、岩下雅広君。

○総務課長（岩下雅広君）報告第2号、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について御報告いたします。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の四つの指標によりまして、自治体財政

の健全化を表すものでありますが、本町の令和6年度決算を見ますと、実質公債費比率だけが該当しております、その数値は早期健全化基準25%に対しまして4.9%であり、早期健全化のための基準を大きく下回っております。

この実質公債費比率を簡単に申し上げますと、資金繰りの程度を表す一つの指標とも言えます、数値が低いほど財政の弾力性もあり、本町の4.9%という数値はかなり良好な数値と言えます。ちなみに、令和5年度比では、マイナス0.1%の減となっております。

また、簡易水道事業特別会計におきましては、資金不足比率のみが対象でございます、本町は該当しておりません。監査委員さんの御意見といたしましても、良好な状態であり、特に指摘すべき事項はないということでございました。

以上、御報告申し上げます。

- 議長（牛嶋津世志君）本件は報告事項であります、質問があれば発言を許します。質問はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

- 議長（牛嶋津世志君）質問なしと認めます。

以上で、報告第2号、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを終了いたします。

-----○-----

日程第7 議案第45号 高森町債権管理条例の制定について

- 議長（牛嶋津世志君）日程第7、議案第45号、高森町債権管理条例の制定についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。税務課長、眞原友紀君。

- 税務課長（眞原友紀君）議案第45号で提案いたしました高森町債権管理条例について提案説明を申し上げます。

今回の条例制定につきましては、公正かつ効率的で円滑な行財政運営を行うための町の債権管理に関する規定を設ける必要が生じたため、条例を制定するものでございます。

条例案のほうを御覧ください。まず第1条でございますけれども、条例制定の目的です。この条例は町の債権の管理に関する事務の処理について必要な事項を定めることにより、当該事務の適正化及び効率化を図り、もって公正かつ円滑な行財政運営に資することを目的とするものです。

第2条は定義規定です。債権とは、民法上では、金銭以外の役務の給付等も含まれますが、条例では、町の財産である債権を金銭の給付を目的とするものとし、その上で町の債権を強制徴収公債権と私債権等に分けております。強制徴収公債権は法

律に基づき町が滞納処分をすることができるもの、私債権等につきましては、裁判所への提訴等により初めて強制執行が可能となるものという区別になります。強制徴収公債権には、税債権や介護保険料、後期高齢者医療保険料が該当になります。私債権等につきましては、水道料、町営住宅使用料等が該当となります。

第3条は、ほかの法令等との関係、第4条は、町長の責務につき規定をしております。第5条は、台帳の整備につき規定をしております。第6条は、滞納者に関する情報の収集等に関する規定です。個人情報保護にも留意しながら、滞納者の資力等に関する情報を共有し、全庁的な債権管理体制を構築するものです。第7条は、強制徴収公債権に関する規定でございます。第8条につきましては、私債権等につき放棄ができる場合を定めたものです。

第2号では、破産等により債務が免責される場合、第3号では、滞納者の相続人が限定承認をした場合を規定しています。それに加えて、第1号、第5号、第6号のとおり、滞納者の資力に鑑みて強制執行の手続きを取るべきではない場合も、町長は債権を放棄できることとなっております。

以上、概要を御説明いたしました。御審議をいただき御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（牛嶋津世志君）提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋津世志君）質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は、総務文教常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋津世志君）異議なしと認めます。

したがって、議案第45号は総務文教常任委員会に付託することに決定いたしました。

-----○-----

日程第8 議案第46号 高森町次世代定住促進奨学資金貸付条例の一部改正について

○議長（牛嶋津世志君）日程第8、議案第46号、高森町次世代定住促進奨学資金貸付条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。教育委員会事務局長、村上純一君。

○教育委員会事務局長（村上純一君）こんにちは。議案第46号で提案しました、高森町次世代定住促進奨学資金貸付条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げ

げます。

今回の一部改正は、奨学資金を貸し付ける対象者となる教育機関から、高等学校相当を除く改正を行うものでございます。

現行の高森町次世代定住促進奨学資金貸付条例は、令和6年3月15日より施行し、現在、2年度目を迎えております。当条例の検討段階でありました令和5年度よりこれまでに、国の子ども・子育て制度が大幅に拡充されたことによる今回の条例一部改正の御提案となります。

本日現在、国では、令和7年4月から公立高校が所得制限なしで授業料が無償化され、令和8年4月からは私立高校の授業料においても就学支援金上限額が平均額45万7,000円にまで所得制限なしで引き上げられ、実質無償化することが決定しております。

また、児童手当につきましても、令和6年10月から所得制限が撤廃され、全世帯が対象となっており、さらには支給対象年齢も中学生年代だったものが高校生年代の18歳まで拡充されており、第3子以降についても月額3万円に増額されております。

当条例の令和5年度の制度設計時点において、国が行う子ども・子育て支援に対する手当が薄い部分について、本町独自で制度化してまいりましたが、国制度による高校生世代の支援拡充に伴い、今回、町の支援から高等学校相当を除く提案を行うものでございます。

なお、高等学校等教育課程修了後の進学に伴う教育支援につきましては、引き続き、当条例において月額5万円の貸付を継続してまいります。

また、今回、9月定例会のタイミングで、当条例の一部改正案を提案した理由としましては、現在、高等学校等に在学し、奨学資金の貸付を受けている奨学生19名に対し、来年度の新学期に備え、周知、説明をする必要があるためでございます。

以上、条例の一部改正について御説明申し上げましたが、御審議いただき御決定賜りますようお願い申し上げまして、説明を終わります。

○議長（牛嶋津世志君）提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（牛嶋津世志君）質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は、総務文教常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（牛嶋津世志君）異議なしと認めます。

したがって、議案第46号は総務文教常任委員会に付託することに決定いたしました。

-----○-----

日程第9 議案第47号 高森町多目的広場つくしまつもと設置条例の一部改正について

○議長（牛嶋津世志君）日程第9、議案第47号、高森町多目的広場つくしまつもと設置条例の一部改正についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。教育委員会事務局長、村上純一君。

○教育委員会事務局長（村上純一君）議案第47号で提案しました高森町多目的広場つくしまつもと設置条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

令和7年度当初予算におきまして、高森町多目的広場つくしまつもとの施設駐車場スペース北側に、町民のスポーツ、レクリエーション活動等の多目的用途機能の拡充を目的としまして、バスケットボール競技用のハーフコート1面の整備が完了しました。つきましては、今回、同条例第8条に規定する別表に、新たに用途区分及び1時間当たりの使用料金、使用時間の別表を加える改正を行うものでございます。

以上、条例の一部改正について御説明申し上げましたが、御審議いただき御決定賜りますようお願い申し上げまして、御説明を終わります。

○議長（牛嶋津世志君）提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（牛嶋津世志君）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（牛嶋津世志君）討論なしと認めます。

これから議案第47号、高森町多目的広場つくしまつもと設置条例の一部改正についてを採決いたします。この採決は起立によって行います。

議案第47号、高森町多目的広場つくしまつもと設置条例の一部改正について、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

[賛成者起立]

○議長（牛嶋津世志君）全員起立です。

したがって、議案第47号、高森町多目的広場つくしまつもと設置条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第10 議案第48号 令和7年度高森町一般会計補正予算について

○議長（牛嶋津世志君）日程第10、議案第48号、令和7年度高森町一般会計補正予算についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長、草村大成君。

○町長（草村大成君）議案第48号で御提案いたしました、令和7年度高森町一般会計補正予算（第3号）について御説明を申し上げます。

それとはちょっと別に、まず、先ほどから御質疑等いただきました。また、債権管理条例も御提案させていただきました。町としてはしっかり債権を適正に管理しなければいけません。法律、条例等ございます。規則等定めるところにございますが、より管理できるような体制、指導を行っていきたいと思いますので、よろしく御願い申し上げたいと思います。

まずは、今回の補正につきましては、主にふるさと応援寄附金の寄附状況に応じた増額補正及び事業進捗に伴い、国や県の補助金を活用した事業の経費について補正するもので、歳入歳出それぞれ13億2,132万9,000円を追加いたしまして、予算の総額を94億3,693万5,000円とするものでございます。

予算書の5ページをお開きください。債務負担行為補正につきまして御説明いたします。

こちらは生徒用タブレット端末のリースについて、複数年契約を予定していることから、令和8年度以降の経費を債務負担行為として設定するものでございます。

続きまして、9ページをお開きください。こちらは歳入について主なものを御説明いたします。

第15款第2項国庫補助金と第16款県支出金について、各種事業の進捗に伴い、補助金や負担金の交付決定等に合わせて補正計上しております。

続きまして、10ページをお開きください。

第18款第1項寄附金として、ふるさと応援寄附金の寄附実績に応じた寄附額の補正を行っております。

続きまして、11ページを御覧ください。

第19款第1項繰入金につきまして、各種基金を活用して実施する事業の財源とするため、基金繰入金を計上いたしております。

続きまして、歳出について御説明をいたします。いつもの予算概要書、お手元に配付いたしております高森町一般会計補正予算概要書をもとに説明をさせていただきますと思います。

この中で、特に説明をさせていただきたいと思っておるところをピックアップしたいと思います。1番のLPガス支援事業については、これは既に令和7年6月議

会において同じ事業を予算計上させていただいておりますが、さらに今回、追加補助が決定したため、追加計上いたしておるところでございます。

続きまして、2番の台湾版クリエイティブツーリズムイン高森について御説明をいたします。これは県の補助金の時期も含めまして、今回の計上となりました。これは台湾、熊本県が非常に今半導体産業として台湾との交流を半導体産業をフックとして盛んに行っておりますが、この事業も台湾のマンガ作家を招いて、高森町での体験を通じた作品の作成、SNSの発信又は可能な限りの町内の展示を行うことで、多くの台湾の方が、現在、熊本県内に新しく住まれております。そういう県内の新しく熊本県と関係を持たれた台湾人の方をターゲットとした誘客を目的とした事業で、熊本県の補助金がこれでありまして活用いたしまして、2泊3日のマンガキャンプの実施と、また交流体験、また作品制作等を実施したいということでございます。これは事業費を2分の1、半額が県で、2分の1は高森町エンタメ業界と連携したまちづくり推進基金を活用予定です。

なお、本事業をきっかけに、現在、熊本県内の多くの自治体で台湾の自治体との協定が進んでおります。当町はいたしておりません。当町の方向性としては、単に観光の協定、行政同士の協定もいいとは思いますが、熊本県内のほか自治体や全国でもなかなかないとは思いますが、エンタメ、マンガ、アートを軸としたそのような形の協定、もしくはお付き合いで高森町への誘客、関係人口の増加、そういうことが可能になるような連携協定等を今後検討していくべきではないかと私自身は思っているところでございます。ほかの自治体と同じような台湾のどこかの自治体と仲よくするというのもありなんですけど、うちでしかできない形を目指していくべきではないかと考えているところでございます

続きまして、3番の高齢者温泉施設入浴等助成事業について御説明を申し上げます。これは高齢者の外出及び交流、健康増進を図る目的として、高森町内及び南阿蘇村の一部の温泉施設の入浴料を一部助成する事業でございます。対象者は、高森町在住の65歳以上の高齢者の方で、温泉施設の入浴券を通常より200円安く販売をいたしたいと思っております。事業費は1,050万円で、700万円を利用者負担、350万円を町負担ということで実施をしたいと思っております。

続きまして、4番の未来の高森町応援補助金について御説明申し上げます。こちらの事業は、新たに高森町の地場産品を創出する事業者に対して、生産、製造及び加工等に係る経費を助成する事業で、過去にも行っております。地場産品の生産、製造、加工等に係る補助対象経費の全額を補助するものでございます。開発された地場産品については、まずは本町で少ないお土産品等々としての広報も打ち出しもやっていただきたい。そして、最終的には、ふるさと応援寄附金の返礼品としての

登録もやっていただきたい。広く地場産品の振興を図ることを目的といたしております。事業費は500万円で、ふるさと応援基金からの繰入を予定いたしております。

続きまして、スライド6番に移らさせていただきたいと思います。5番は、当初予算で計上しておりますが、さらに新しく2件、後継者が出てきたということで、とてもいいことではないかなと思っております。

6番としては、風まるのリニューアル事業ということで、高森町のマスコットキャラクターである風まるの着ぐるみが大変老朽化してるため、完全リニューアルを実施するものでございます。先般の報道にもあったように、県内最年長の最古参のくまモンより前のゆるキャラであるという点を、今後、ブラッシュアップし、高森町のPRにつなげていくということで、その前段として着ぐるみを老朽化をお願いしたいというところでございます。

続きまして、スライド7番のふるさと応援多用途大型モニター購入費について御説明を申し上げます。ここちょっと概要書の追加の文字が抜けておりましたので、お手元の概要書の事業内容の1行目の「町内の観光」ではなくて「町内へ」でございますので、修正をお願いしたいと思います。それと、最後に例として掲げております325号線の写真なんですけど、これは(例)です。あくまでも参考例ということですので、参考例ということで抜けてた表記を追加していただければ幸いです。

これは今後、当町が現在、南海トラフ地震に対して、非常に対策をやらなければいけない、阿蘇郡市では、ほぼ高森町と産山村の一部が阿蘇市の一部が入っておるところでございますが、これをやらなければいけないということと、最近、外国人観光客からの問合せだったり、来町が非常に多くなっております。正確な情報発信を可能とするツールの整備を目的とするということで、車両通行が多い場所、多くの目に触れる場所へのモニターを設置して、簡単な操作で正確かつタイムリーな情報発信の強化を図りたいと考えております。

例えば、例でございますが、国道325号線、今、役場の入り口交差点に屋外のビジョン、今、横断幕がありますが、あそこをビジョン化するか、もしくは、役場庁舎内の正面玄関ロビーの、要は、今1年中、何年間も変わらない看板を常に変えられるように持っていくかというところでございます。特に、例で挙げてるローソンの前のところは、非常に目立つところではございますが、交通量も多いわけですので、やっぱり警察との協議も含めてしっかりやっていかなければいけないかなというところも考えております。当然、この場所だったら動画というのは非常に厳しいのではないかなと。やはり、安全性を考えて、固定的な1週間に1回変

える。例えば3日に1回変えるとかという形になっていくのではないかなと思って
おります。場所的には2か所及び複数箇所とっております。議会には、最終的に
は備品として、これは金額的に議会に最終的に諮らなければいけませんので、その
ときに議会のほうには、委員会の中身でも含めて御説明をさせていただき、また、
備品購入の際には、これは議会に承認いただかなければいけませんので、説明をさ
せていただきたいと思っております。

また、私が町長としてぜひ議会の皆様に賛同をいただきたいなと思うことがござ
います。この大型モニターを違う活用のやり方というところでは、完全に
町への集客、町の広報というところが可能になると思っております。ただ、設置
場所が高森町内ではなく高森町外、つまり、人が一番集まってる国道57号線、例
えて言うならば、菊陽町のところであったり、大津町だったり熊本市内だったり、
もしくは、非常に目立つところにこれを用地も含めて可能な限り町が設置して、高
森町の広報を行う。もしくは、広告収入を得るというところが、私は非常に可能で
はないかなと考えております。例えばの話、桜で言えば千本桜とか、例えば、桜ロ
ードとかも有名でございますが、極端な話を言うと、野尻だったり、紅葉だったら
高尾野と草部北部だったり、要は、一般の方がピンと普段はなかなか接さない情報
を、高森町内で出すことよりも町外に町が設置して、運営は例えば委託したとし
ても、そこに町の情報を発信するということは、非常に効果があるのではないかなと
思っております。それと、10年前と全然違うなと思うのが、ランニングが非常にコスト
が安くなってるということと、一方では、職員さんがこれまでお金を使って横断幕
から何まで一生懸命何日もかかって準備されておりました。あれが一瞬できるとい
うことも含めて、私は今回のこの購入費、大型モニターを複数台置くということに
関して、ぜひとも議会の皆さんから御意見いただきながら、ぜひ、ほかの自治体で
はやったことがない町外での広報等もやっていきたいと考えているところでござ
います。細かいことを言わずに、例えば、高森町で設置したもので南阿蘇村の業者の
方だったり、南阿蘇村の発信だったり、同じ蘇陽の発信だったり、阿蘇郡市の発信
だったりをできるぐらいの幅がある事業としてやるためにはどうすればいいかとい
うことも、今考えておるところでございます。ぜひとも御意見もいただきながら進
めていければ幸いと思っております。

それと、スライド8番の駅前のにぎわい創出オーバーツーリズム解消事業でござ
います。これはもう交流施設等の整備が終了し、現在、SE対策、つまり南鉄の
ホームページのアクセスだったり、南鉄カフェだったり、要は、交流施設等の発信
というのをどんどんやって、非常に伸びておりますが、一方ではオーバーツーリ
ズムの日もあるということです。そして、トロコトウクトウクも大変人気でござ

ます。オーバーツーリズムの解消を目指すことと、もう一つは、逆に言うと、例えば、草部で言ったら吉見神社ですね。野尻も北部もイベント等で非常にお客さんが集まっていたところがあるわけです。そういうところのときに、逆に山間部のイベントだったり山間部の文化拠点だったり、そういうとこに来られた方が、逆に南鉄のほうを利用していただく。南鉄から上ではなくて、上に来られた方を下に注目させるというところもありますので、最終的には南阿蘇鉄道というよりも高森駅前のにぎわい創出につながると思います。現在、トゥクトゥク1台で運営しておりますが、これを新たに3台を整備したいと思っております、トゥクトゥクのランニングに関しては、極めてお金があまりかからないというところもございます。もちろん若干かかりますが、ぜひ集落支援員制度だったり地域おこし協力隊制度で、一緒にこの施策を駅前にぎわい創出オーバーツーリズム解消事業であったり、高森町山間部を含めた二次交通の充実というところを一緒にやってくれる隊員を募集いたしまして、その中でやっていければいいかなと考えております。事業費の総額は591万円で、全額基金の活用を予定しているところでございます。

以上、今回、御提案しております補正予算について概要を御説明申し上げましたが、御審議の上、御決定賜りますようお願いをいたしまして、説明を終わります。

○10番（佐伯金也君）議長、暫時休憩をお願いします。

○議長（牛嶋津世志君）お諮りします。ここでしばらく休憩を入れたいと思います。午後1時から再開したいと思います、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋津世志君）それでは、ただいまから休憩に入ります。

-----○-----

休憩 午前11時58分

再開 午後 1時00分

-----○-----

○議長（牛嶋津世志君）休憩前に引き続き、会議を進めます。

それでは、提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。2番、武田栄喜君。

○2番（武田栄喜君）2番、武田です。

概要書にあります4番のまず聞きたいことは、未来の高森町応援補助金について少しお尋ねしたいと思います。

これは、いわゆる事業体に1社に対して上限額とか設けてあるのかというのをまず聞きたいと思います。

それと、概要書の8番の高森町にぎわい創出オーバーツーリズム解消事業にあり

まず、いわゆるトロコトウクトウクを今度3台という説明を受けましたが、この3台についての根拠を教えてくださいたいと思います。お願いいたします。

○議長（牛嶋津世志君）政策推進課長兼TPC事務局長、住吉勝徳君。

○政策推進課長兼TPC事務局長（住吉勝徳君）こんにちは。

まず、概要書4番の未来の応援補助金の上限を設けてあるかということですが、一応、要項がありまして、上限が1,000万円となっております。

続きまして、8番のトゥクトウクの3台の根拠といたしましてですが、まず、この概要書に書いてあります4月から7月までの実績が4か月と書いてありますが、今直近の実績を申しさせてくださいたいと思います。4月から8月までの5か月間で全部で53日運行しておりまして、人数が4,148人となっております。平均で1日当たり大体78名ぐらいが乗車されているという実績がございます。まず、実績を御報告させていただいております。

この3台の根拠といたしまして、今、実績でも申しましたが、かなり人数が増えています。SNSとかでも結構上がったりしてるのを私も見ております。今後は町内のコース、別コースを今度増やしていこうかなと思ってまして、現在、観光推進機構と政策推進課と色々な関係団体を含めて、安全性も含めてあと二、三コース検討をして今いるところでございます。今後、例えば、色見、上色見方面とかもありますし、今後、高森町全体としてこのトロクトウクの運行を考えていきたいと思っておりますし、これが観光の起爆剤等になればいいかなと思っております。

以上です。

○議長（牛嶋津世志君）ほかに質疑はありませんか。1番、白石豊和君。

○1番（白石豊和君）私は、予算書のほうの19ページになりますけれども、質問させていただきたいと思います。

19ページの教育費の事務局費で修繕料とありますが、そちらは一体どんなものになりますかと、その下のスクールバスの使用料としてということで60万円計上されておりますが、その内容を教えてくださいたいと思います。

○議長（牛嶋津世志君）教育委員会事務局長、村上純一君。

○教育委員会事務局長（村上純一君）まず、事務局費の修繕費です。学校関係の修繕費となっております。主なものとしまして、スクールバスの修理、また、雨漏りに伴います学校施設の修理となっております。

続きまして、小学校費、学校管理費の使用料及び賃借料60万円ですが、スクールバス校外学習に伴う使用料と書いておりまして、スクールバスの故障に伴いまして代車を使用しましたので、今後、スクールバスを使う校外学習に支障が生じますので、このタイミングで補正予算を計上しております。

以上です。

○議長（牛嶋津世志君）ほかに質問はありませんか。10番、佐伯金也君。

○10番（佐伯金也君）10番、佐伯でございます。

今、1番、2番の議員さんたちが御質問されましたけれども、特に高森駅前のにぎわい創出オーバーツーリズム解消事業のトウクトウクの件、それと、総務課のほうで出ておりますふるさと応援多用途大型モニター購入費の件、これは町長が詳しく御説明をいただきました。それと、歳入歳出にもあるんですけども、ふるさと納税、ふるさと応援基金についての歳入歳出について、このシステムについてちょっと御質問をさせていただきたいと思います。

現在、ふるさと応援基金については、今回の補正で24億円と金額がなっております。総額がですね。それに伴って歳出が返礼品やそれに対する中間の業者に対するいろんな手続き等のお金、輸送料等も含めていろいろ金額が多額になってきておるわけですが、確か、以前、町長も言われておった。米不足のときに業者さんがその米をタイムリーにストックしてて、出す分については非常に負担もそこまで負わないから大丈夫だったんだろうけれども、今から先、今、社会で言われておる高森町が返礼品としておる米等について、話を聞けば、毎日値上がりのお話があるそうです。今月は60キロ当たり3万円でも来月になったら3万2,000円になるんじゃないかというようなお話がありよります。そうしたときに、今、ふるさと応援基金の決済方法は実績払いです。そういうことで、その間に立っておる企業が自分で一時立替えをしてからしておるんじゃないかなと思いますけれども、そういうことに対して、これに関わっておる業者さんとの打合せ、いろんなお話合いがあつてるとは思いますけれども、その内容についてどういう問題点が相手から提起されておるかということをお聞かせをいただきたいなと思います。

それと、モニター、多目的情報発信ツールの屋外ビジョンモニター。私は以前から言っていたとおり、テレビなんかでよく見ると、冬場になると特に阿蘇地方は午後から雪でしょうと言うんです。そうなってくると、阿蘇地方となってくると高森も含まれるから、やはり高森が都市部から来られる方たちは、今日は阿蘇に行くと帰り雪に降られるよと思われてしまう。そうなったときに、降っていないよという情報をどういうふうに都市部の方に発信するかというのが、やっぱり今から先の観光客を誘致する上での一つの方策、いろんなことを考えていかなければならないと思います。ですから、先ほど町長が言われたとおり、大型ビジョンをやはり町外にどこか57号線沿いの菊陽か大津か熊本市内か、そういうところ辺りにでも設置しておけば、リアルタイムで高森町の路面の状況なりが見えるし、観光施設等も見えるということになれば、安心して観光客の方たちも高森に踏み入れることができるん

じゃないかなと。それと、災害が起きた場合においても災害の現状を各町外の方たちに見せることによって、やはりそういうふうな自治体の方たちがいろいろと災害復旧に当たってるときに邪魔にならないような動きということもしていただけるということが期待できるんだと私は思っております。ですから、この大型ビジョンについては、ぜひとも高森のほうを見てこられる観光客の方たちが見てくれるような場所に設置をしていただけるような方策を考えていただければなと思っておりますが、その点について、2台になるのか3台になるのか分かりませんが、戦略的に最大何台ぐらいまで考えておられるのかということをお聞かせをいただきたいと思っております。

それと、駅前にぎわい創出オーバーツーリズムでトゥクトゥクをあと3台購入されるということでございます。先般、旭通の公民館で社会福祉協議会が主体となって高森のいろんな問題点について課題解決委員会とかというのがあって、それで話が出たんですが、観光客の方たちがトゥクトゥクに乗って観光施設を町内を回られるのは結構なんです、私たちがいただいた税金を観光客の方たちに使っていて、観光客の方たちが町内にお金を落とさせていただくのも結構なんです、やはり、旧高森を見たときに、公共交通機関が長年ないところがございまして、地域的にね。例えば、横町から南在、津留方面であったり、村山、上在は、村山については町民バスが走ってる。上在等についてはない。特に高齢化率がこれだけ高くなってきたときに、以前、買い物難民の話も出ましたが、高齢者の方たちは買い物で、どうしても買い物に行こうと思うと、今バイパス沿いなんです。フレインからナフコ、そしてJAの窓口、そしてロッキーさん、そしてコメリさん、そしてコスモスさん、ダイレックスさん、そういうふうにもうバイパス沿いに集中してる。そういうところに行こうと思ったときに、どうしてもやっぱり南のほうの地域の方たちは来ることが困難であるという。そういうふうな思うんです。トゥクトゥクをどうせ観光目的だけでなくして使うならば、そういうふうな買い物難民の人たちのために停留所は設置しないで、どこでも乗れます。どこでも降りられますというぐらいの幅の広い使い道を考えた上で運用というのができんもんかなと思っております。当然、観光客も一緒に乗っていただければ結構です。そして、トゥクトゥクに乗った中で、観光客と地元の方たちが談笑されることによって、今、町がやる観光施設等の説明ももしかしたらしていただけるお年寄りがいらっしゃるかもしれない。それ以外にもここも面白いですよというお話をしていただけるお年寄りがいらっしゃるかもしれない。そういうことで、分離をする必要はないと思う、トゥクトゥクでね。観光客と地域の高齢者の方たち、トゥクトゥクを利用して買い物に行こうと思ってる方たちの交流によって、新たな発見を観光客の方たちにさせていただくという機会を与

えるということからも、やはり、そういうふう高齢者の方たちのトゥクトゥク利用というのでも考えていく必要が僕は十分あるんじゃないかなと思ってます。

それと、ちょっと苦言なんですけど、トゥクトゥクは、上から下に、要するに上町から下に下りてくるとき、交流センターの交差点のところから駅前に行くときに、若干、下ってる。結構飛ばせてるという方たちが近隣の人たちの声が上がってる。タイヤの幅が広い車で重量がある大きい車だったら制動距離は短い。ところが、軽くてタイヤの幅が小さいのは、どんなにここは制限速度30キロですよと言われても、30キロで走ったら、とてもじゃないけれども制動距離が長くなってしまう。そういう危険性をはらんでおります。だから、30キロで走らせることは非常に危険が高くなるから用心しなければならないと思うんだけど、早いという意識が、道端におられる方たちの声があるということ、そういうことも認識しておられるのかということ。

そういうことで、今言いましたけれども、そういうふう観光客と地域の人たちが一緒に利用できるようなことも考えておられるのかどうか。今述べたことについて御答弁をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（牛嶋津世志君）政策推進課長兼TPC事務局長、住吉勝徳。

○政策推進課長兼TPC事務局長（住吉勝徳君）ふるさと納税とトゥクトゥクの件は、先にお答えしたいと思います。

まず、ふるさと納税の件ですが、お米の問題点については、おっしゃるとおり価格の変動が問題だと捉えておりますが、返礼品代金が変わっても、制度の3割に以内に収まるように寄附金の変更に対策を講じております。それと、あと担当者の方と綿密に連携を取りながら、連絡を取りながらいろいろ打合せ等はやっていております。

トゥクトゥクの件ですけども、買い物支援に使ったらどうかということの御質問なんですけども、非常にすばらしい発想だなと僕は思っております。それを実現するにあれば、担当課といろいろ協議しながら、今後進めていきたいと思いますが、貴重な御意見をありがとうございます。

それとスピードの件につきましてですが、確かにそういう意見も多少聞くこともありますので、運行されてる方には注意をしておるのは現状でございますので、また、そういう問題があれば、また後でも注意はしたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

以上です。

○議長（牛嶋津世志君）町長、草村大成君。

○町長（草村大成君）佐伯議員の御質問というよりも御提案にお答えをさせていただきます。

まずは、ふるさと納税に関しては、今、住吉課長がおっしゃったように、担当の間では、つまり極端な話、10キロを1万円で7キロにするというような事務方でできるレベルでの交渉を細かくやっておるところでございます。業者さんとしては、高森町の場合は先に業者が安いときに米を確保して、もしくは肉を確保して、自治体負担はゼロでそれを売っていただいているというところが、高森町は非常にリスクは少なくなっているわけですが、非常にこれは業者さんにとってはリスクが逆に高くなってきているということで、厳しいという意見は聞いております。できれば、本来であるなら町で準備していただいて、それを私たちの得意なネットワークで、要は寄附者を募っていくというほうがベストとおっしゃられてはいますが、やはりリスクをなるべく高森町は背負わない、ノーリスクでリターンを大きくしたいというところで、現在、そういうところで進めておりますが、今後、また、これは非常に米のグラム数だけではどうにもならない、肉のグラム数ではどうにもならないところがございますので、同時に、今一番、昨年、一昨年より力を入れているSE対策、誘導の対策の強化、特にAmazon等に関しての誘導の対策の強化、もしくは、南阿蘇鉄道のホームページを通じての誘導、高森町のホームページを通じての誘導というようなSE対策に強化をしたいと考えているところでございます。

次に、モニターに関してですが、議員おっしゃるように、戦略的に行いたいです。マックスが3台と私自身は考えております。つまり、価格の交渉も含めて行っていきたいと思っております。議員の御提案の町外の設置というところは意見が一致いたしておりますので、ほかの議員さんにも諮りながら、御意見を聞きながら戦略的に行き、先ほど申し上げますように、細かいことは言わず、この南郷谷全体がお客さんに来ていただく、阿蘇全体に来ていただく、阿蘇に来られる方が安心感を持って来ていただく、その中で高森を選んでいただく。熊日新聞等々にも一面の広告を出させていただきました。効果はあります。ただし、限定的です。長くは続きません。ですので、ああいう有料の広告を常に大きなパネルに町外に載せていくということは、今後、千本桜のリニューアル、新しい草部の資料館のリニューアルだったり、もしくは、先般非常に特集されてアクセス数が非常に多かった吉見神社の広告と同時に、今後、施策として検討委員会からも答申をいただいている湧水トンネル付近の改修等々も含めて、また、町の施策も含めて戦略的にアプローチしていきたい、広告していきたいと考えているところでございます。ほかの前例があまりありませんので、ほかの自治体に自治体が設置するというのがありませんので、そこをクリアした上で、さらに自分たちよがりだけではない全体的に広告を取れるような感覚、

方法で戦略的に行っていければベストかなと私自身考えているところがございます。

トクトックについては、御意見ありがとうございます。課長が答えたとおりでございます。住民の皆様を乗せるルートを確認をしたい。つまり、それは買い物の支援にもなりますし、移動の支援にもなるのかなと考えております。公共バスがない、公共交通がないところに関して、安全性を高めたトクトックであれば可能ではないかなと考えております。安全性を高めるためには、運行は慎重にと申し上げても、議員がおっしゃるようにスピードが出てるぞというお話も聞くし、見てもそうだとすることがございますので、スクールバスに取り入れてるような走行アプリ、運行アプリ、何キロで走ったかというところがデジタルで出る、データとして出るような、そういうアプリも導入できないかということを担当課に指示をしたいと考えております。

3台についての根拠を課長が述べさせていただきました。ルートをつくるということは、色見や町内のみならず、野尻や草部、南部、北部へのルート、もしくは、向こう側から、先ほど申し上げていましたように、下に下りてくるルート、もしくは向こうだけのルート、そこも含めて全体的に財源を出してる駅前のにぎわい基金ですので、最終的に駅前のにぎわい創出につながる方向性を議会の皆様と協議しながら進めていければいいかなと考えております。

以上でございます。

○議長（牛嶋津世志君） 10番、佐伯金也君。

○10番（佐伯金也君） 10番、佐伯でございます。

せっかく使うんだったら、やっぱり効果が二つ三つあって、そういうことを考えていかなければならないと思いますし、それができる恐らく町長であるだろうなと思っております。ですから、やはり、せっかくこういうふうにするさと応援基金を使っていく上における根固めというのをちゃんとやっておかなければならないと思います。今、政策推進課長が答えたように、いろいろ事業をやっていく上においては協議も必要であるし、いろいろと耳を立てて人の話を聞くことも必要であると思いますので、生きたお金の使い方をしていただきたいと思います。

ただ、ふるさと納税についての費用について、出来高払いなんですけど、これが要するに土木工事とかいろんな入札に関しては、契約した場合について前渡金支払いというのがあって、契約高の4割まで払っていく。手付金という感じでね。これは、要するに、どれだけふるさと納税が集まるかどうか分からないから、確定してないからそういうことはできないかもしれないけれども、前年度を参考にして、前渡金払いという形ができないのかなということをいつも思っております。そうすることによって、逆に、これをふるさと納税に携わっておる業者の方たちは、それを

プレッシャーとしてどうでもこうでもいろんなところからふるさと納税を集めるといふことの考えを起こしていくんじゃないかなと思っておりますけれども、そういうことができないのかどうか。協議したことがあるのかどうかをちょっとお聞かせいただきたいと思ひます。

それと、あと一つあったんですけども、それはちょっと今答弁していただいて、それからまたちょっと思い出してから質問させていただきますので、よろしくお願ひします。

○議長（牛嶋津世志君）町長、草村大成君。

○町長（草村大成君）事前に前渡金で中間業者及び仲介業者に支払うという協議は行っておりません。高森町がリスクを背負うことはできるだけ避けたい。ノーリスクでリターンを得たいと思つてずっと協議をしてまいりました。ただ、議員がおっしゃるように、確かに非常に苦しいというところ、安い段階で買ったつもりが、後になれば高くなつてた。もしくは、高いからパスしてたところで、買ってあげばよかったという話はたくさんございました。ですので、今後、今、議員がおっしゃつたようなことも含めて協議をしていきたいと思つております。大変ありがたい御意見感謝いたします。

以上でございます。

○議長（牛嶋津世志君）10番、佐伯金也君。

○10番（佐伯金也君）10番、佐伯でございます。

今回、高齢者温泉施設入浴料助成事業というのを組んでいただきました。この件については、この入浴券を当たり前の金額で買って、400円で買っていただいて600円の券を差し上げるということになるんですね。そうなんですが、残念なことに、高森町には温泉と言へば休暇村の入浴施設ぐらいしかないわけで、現状においてね。温泉が欲しいというのは町長も共有してることだと思ふんだ、私たちと意識は。今現状、瑠璃温泉と四季の森があるんですが、瑠璃のほうは6時までと言われてる。仕事が終わつて帰られる人たちが6時までに入れと言われても、5時半ぐらいまで仕事されるから、ちょっと6時の利用というのは難しいことがあると思ふんです。そこあたりで今後、瑠璃の経営者の方たちの経営方針もあるんでしょうけれども、その辺についてのいろんな会話をする窓口が開いておるのかどうかということもちょっとお聞かせをいただきたいと思ひますし、今、ちまたの話では月廻り温泉が、今日の話でも聞きましたけれども、パークゴルフ場とゴルフ練習場とゴーカートぐらいはしばらくは続けるけれども、ほかのものについては全て閉鎖をしようというお話を伺つております。高森の人間は温泉好きなんです。そして、観光客の方たちも、あの景勝は大好きなんです。それで、あそこがそういう状況に

なるというのは、非常に寂しいとは思うんだけど、じゃあ現状、今回、こういうふうには温泉館の入浴料の助成事業を計画をしていただきました。誠に感謝をいたしますが、月廻り温泉、温泉だけでも町が経営を担うということではできないものだろうか。経営させてくれと。修繕はするからどぎゃんか経営させてくれと。その後、第三セクターなり指定管理者にお願いすればいいことであって、そういうことは、今、町の動きとしてどうなっておるのかということをお聞かせをいただきたいと思います。非常に、これは民間のことではあるんですけども、高森町全体を取り巻く環境からすれば、一番大事な問題だと思っております。これをちょっと考えていただきたいと思うんですけども、それについてどういうふうに庁舎内で話でもあっておるのかどうかをお聞かせください。

○議長（牛嶋津世志君）町長、草村大成君。

○町長（草村大成君）自席から答弁させていただきます。

瑠璃温泉の経営の会社等の窓口は高森町は開いております。つまり、向こう側から開業の御挨拶及び業務内容の説明及び今後のお願いということで、御挨拶に来られました。当町としては、今後、町民がこれまでも使わせていただいた施設ですので、高森町民が使いやすい形としてバックアップしていきたい。そのことがひいては御社のバックアップにつながる可能性もあるという予測的な話をしております。ですので、窓口は開いておりますので、何なりと議会のほうから要望があれば言っていただきたいと思ひますし、逆に言いますと、議員さんと議会との意見交換会があってもいいのではないかなと考えております。

また、月廻り温泉については、我が家のことにはなりますが、確かに議員さんがおっしゃるように、もったいない温泉施設であります。非常に温泉館と違って真下から近い距離で温泉が出ております泉源もございしますので、確かに価値はあると思ひますので、町としては、民間のところです、そこを経営云々という協議は、今まで1回もしたことがございませぬ。ですが、議員さんからの御意見ですので、課の中でお話をしていきたいと思ひます。

その前に、町としての動きとして、町民の方から無償提供していただいた町内の遊休地、用地ですね、特に鍋屋さんの反対側等々も含めて、そこに一番の要望であったビジネスホテルの誘致、それと同時に温泉ではない大衆浴場、つまり銭湯系の建設の希望も、あり方検討委員会の答申に入っております。ですので、町としてはそこに浴場も含めて、あの辺りに、昔、みろく湯がありましたので、そういう形で何かできないかというところは協議をしてまいりました。なかなか、実際、運行をするところが高森町内では見つからないというところが、現状ございませぬ。今、やはりきれいなサウナが付いてたりして、コンパクトな大衆浴場でもあれば多くの方

が利用していただく。これはすなわち、健康増進というカテゴリーでやるとするならば、当然、プラスにはなかなかない可能性というのが高いわけですが、赤字にはなるけど若干の赤字になるのではないかなという予測までは立てておりましたが、正式な建設費用等を積み上げたわけではございませんので、そこは明確には言うことはできませんが、そういう協議を今までできております。ですので、今後、瑠璃の会社との窓口はあるということで、何なりと行っていただきたい。月廻りに関しても、これまで検討したことはないが、非常にいい場所ではあるということ。それと、町のそれまでの動きとしては、検討委員会から出た答申に沿って大衆浴場等々の協議を2年前ぐらいから重ねてきたが、現在、実現には至っていないというところでございます。引き続き、多くの町民の方がお風呂ということに関して要望される場合が多いわけですので、できる限り前向きに検討できればいいかなと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（牛嶋津世志君）ほかに質疑はございませんか。6番、後藤巖君。

○6番（後藤 巖君）6番、後藤です。

先ほど、同僚議員から話が出ましたが、高齢者温泉施設入浴料助成事業について。これにつきまして、8月29日ですか、全員協議会がありまして、担当課から説明を受けました。そのときに、対象者の件とかいろいろ課題も出て65歳ということでのこのたび上程はされております。その中で注意事項、1人当たりの購入限度数は月30枚までという形で書かれてますが、対象施設が今のところ三つ想定されてます。1施設を30枚買われるのか、10枚10枚10枚というような形で買えるのか、それを、せっかく今日、町民の皆様もTPC見ておられるかもしれませんので、説明をいただきたいと思います。

○議長（牛嶋津世志君）住民福祉課長、石田昌司君。

○住民福祉課長（石田昌司君）今回の高齢者温泉施設入浴料助成事業ですが、この1人当たりの購入限度数月30枚としておりますが、これは1人月30枚までで、一つの施設が30枚ではなく全ての施設、例えば、休暇村10枚、瑠璃10枚、四季の森10枚、毎日温泉に入れるよう、月30枚までを限度としております。

以上です。

○議長（牛嶋津世志君）6番、後藤巖君。

○6番（後藤 巖君）答弁ありがとうございました。

先ほど、同僚議員からも話がありましたが、施設によったら、いわゆる営業時間が変わったりとかそういうところもあるので、1施設30枚だったらほかのどこに行けないという話になったりする。

それともう一つ、これは今後の話です。これはこれで上程されておりますけども、意見の中で共通券を作ったらどうかという話が出たかと思えます。なぜそれを聞いたかと言えば、先ほど言ったように、施設によって営業形態や営業時間が違うというところから、やっぱり行けるとこ行きにくいとことかそういうところがあるので、3施設が共通で使えて、後で清算するような形とか、そういうやり方をすれば、その1枚の券でどこでも行けますよという使う側のプレッシャーというか、そういうものがなくなるので、これ本年度事業という形で出されておりますけども、例えば、次年度またされるなら、例えば、南阿蘇だけじゃなくて阿蘇の施設までも含めてやるとかいろいろ、これは先の話なので、今後の協議として、できれば、やはり町民の方が一番使いやすい形というのをまた協議していただけたらと思えます。これは意見です。

以上です。

○議長（牛嶋津世志君）ほかに質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（牛嶋津世志君）質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は、各常任委員会に付託したいと思えます。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（牛嶋津世志君）異議なしと認めます。

したがって、議案第48号は各常任委員会に付託することに決定いたしました。

-----○-----

日程第11 議案第49号 令和7年度高森町国民健康保険特別会計補正予算について

○議長（牛嶋津世志君）日程第11、議案第49号、令和7年度高森町国民健康保険特別会計補正予算についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。健康推進課長、津留大輔君。

○健康推進課長（津留大輔君）こんにちは。

議案第49号で提案いたしました、令和7年度高森町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

予算書の1ページをお開きください。

今回の補正は既定の予算に1,088万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ10億490万9,000円とするものでございます。

6ページをお開きください。歳入予算の主なものについて御説明申し上げます。

第1款国民健康保険税を1,500万円増額し、第11款繰越金を418万8,0

00円減額しております。

次に、7ページを御覧ください。歳出予算の主なものについて御説明申し上げます。

第3款国民健康保険事業費納付金、第1項医療給付費分を124万4,000円増額し、同じく、第3款第2項後期高齢者支援金等分を62万円増額しております。

8ページをお開きください。

同じく、第3款第3項介護納付金分を325万2,000円減額しております。

最後に、第10款予備費で収支の調整を行っております。

以上、今回提案しております補正予算について、その概要を御説明いたしました
が、御審議いただき御承認賜りますようお願いいたしまして、説明を終わります。

○議長（牛嶋津世志君）提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（牛嶋津世志君）質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は、産業厚生常任委員会に付託したいと思えます。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（牛嶋津世志君）異議なしと認めます。

したがって、議案第49号は産業厚生常任委員会に付託することに決定いたしました。

-----○-----

日程第12 議案第50号 令和7年度高森町後期高齢者医療特別会計補正予算について

○議長（牛嶋津世志君）日程第12、議案第50号、令和7年度高森町後期高齢者医療特別会計補正予算についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。健康推進課長、津留大輔君。

○健康推進課長（津留大輔君）議案第50号で提案いたしました、令和7年度高森町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

予算書の1ページをお開きください。

今回の補正は既定の予算に773万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億4,197万円とするものでございます。

6ページをお開きください。

歳入予算。第4款繰越金に前年度繰越金として773万2,000円を計上して

おります。

7ページを御覧ください。

歳出予算。第2款後期高齢者医療広域連合納付金を316万4,000円増額しております。

最後に、第5款予備費で収支の調整を行っております。

以上、今回提案しております補正予算について、その概要を御説明いたしました。が、御審議いただき御承認賜りますようお願いいたしまして、説明を終わります。

○議長（牛嶋津世志君）提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（牛嶋津世志君）質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は、産業厚生常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（牛嶋津世志君）異議なしと認めます。

したがって、議案第50号は産業厚生常任委員会に付託することに決定いたしました。

-----○-----

日程第13 議案第51号 令和7年度高森町介護保険特別会計補正予算について

○議長（牛嶋津世志君）日程第13、議案第51号、令和7年度高森町介護保険特別会計補正予算についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。健康推進課長、津留大輔君。

○健康推進課長（津留大輔君）議案第51号で提案いたしました、令和7年度高森町介護保険特別会計補正予算（第2号）につきまして、提案理由を御説明申し上げます。予算書の1ページをお開きください。

今回の補正は既定の予算に1,929万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ10億6,327万9,000円とするものでございます。

6ページをお開きください。歳入予算の主なものについて御説明申し上げます。

第6款繰入金、2項1目基金繰入金を2,000万円を減額しております。

第7款繰越金を3,833万7,000円増額しております。

7ページを御覧ください。

第7款諸支出金、1項2目償還金に1,454万8,000円を計上しております。

8ページをお開きください。

第7款諸支出金、3項1目他会計繰出金に608万4,000円を計上しており

ます。

最後に、第8款予備費で収支の調整を行っております。

以上、今回提案しております補正予算について、その概要を御説明いたしました
が、御審議いただき御承認賜りますようお願いいたしまして、説明を終わります。

○議長（牛嶋津世志君）提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（牛嶋津世志君）質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は、産業厚生常任委員会に付託したいと思います。御異議あり
ませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（牛嶋津世志君）異議なしと認めます。

したがって、議案第51号は産業厚生常任委員会に付託することに決定いたしました。

-----○-----

日程第14 議案第52号 令和7年度高森町農業用水供給事業特別会計補正予算に ついて

○議長（牛嶋津世志君）日程第14、議案第52号、令和7年度高森町農業用水供給事
業特別会計補正予算についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。生活環境課長、二子石誠君。

○生活環境課長（二子石 誠君）議案第52号で御提案いたしました、令和7年度高森
町農業用水供給事業特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

予算書の1ページをお開きください。

今回の補正は既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ928万9,000円を減
額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2,977万9,000円とするものでありま
す。

6ページをお開きください。歳入の主なものを御説明いたします。

3款繰越金において、令和6年度決算に伴い928万9,000円を減額してお
ります。

続いて、7ページをお開きください。

歳出については、3款諸支出金、1目農業用水供給事業基金費において928万
9,000円を減額しております。

以上、今回提案しております補正予算について御説明申し上げましたが、御審議
いただき御決定賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明とします。

○議長（牛嶋津世志君）提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋津世志君）質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は、産業厚生常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋津世志君）異議なしと認めます。

したがって、議案第52号は産業厚生常任委員会に付託することに決定いたしました。

-----○-----

日程第15 休会の件について

○議長（牛嶋津世志君）日程第15、休会の件についてを議題といたします。

お諮りします。9月16日、17日、18日は休会としたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋津世志君）異議なしと認めます。

したがって、9月16日、17日、18日は休会とすることに決定いたしました。
なお、各委員会が開かれますので、よろしく願います。

-----○-----

○議長（牛嶋津世志君）以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会といたします。お疲れさまでした。

-----○-----

散会 午後1時52分